

## 食品衛生法施行細則の一部改正の概要

### 1 改正理由

食品衛生法施行条例の一部改正に伴い、条例第二条に新たに第二項及び第三項が追加され、従前の第二項が第四項となり、細則で引用している条文中の項にずれが生じたことにより、細則の改正が必要となった。

### 2 改正内容

細則第八条の二中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。